

利用者負担額一覧表（月額）

●1号認定（教育標準時間認定）

新制度の給付対象となる幼稚園、認定こども園を利用した場合の利用者負担額（月額）

※満3歳以上の全ての世帯の子どもが無償化の対象となり、利用者負担額は0円となります。

●2号・3号認定（保育標準時間・保育短時間認定）

認定こども園、保育園、小規模保育施設を利用した場合の利用者負担額（月額）

※4月1日時点の年齢が3歳以上の全ての世帯の子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども等が無償化の対象となり、利用者負担額は0円となります。

※年度途中で3歳の誕生日を迎えても次の4月1日を迎えるまでは、無償化の対象とはなりません。

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額月額	
階層区分	世帯区分	3歳未満の子ども (標準時間)	3歳未満の子ども (短時間)
第1	生活保護世帯等	0円	0円
第2	市民税非課税世帯（無償化対象）	0円	0円
第3	市民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	6,300円	6,200円
第4	市民税所得割課税額が48,600円以上 71,900円未満の世帯	11,900円	11,600円
第5	市民税所得割課税額が71,900円以上 97,000円未満の世帯	13,300円	13,000円
第6	市民税所得割課税額が97,000円以上 121,000円未満の世帯	15,400円	15,100円
第7	市民税所得割課税額が121,000円以上 145,000円未満の世帯	17,500円	17,100円
第8	市民税所得割課税額が145,000円以上 169,000円未満の世帯	20,300円	19,900円
第9	市民税所得割課税額が169,000円以上 195,400円未満の世帯	22,400円	21,900円
第10	市民税所得割課税額が195,400円以上 221,800円未満の世帯	24,500円	24,000円
第11	市民税所得割課税額が221,800円以上 248,200円未満の世帯	26,600円	26,100円
第12	市民税所得割課税額が248,200円以上 274,600円未満の世帯	28,700円	28,200円
第13	市民税所得割課税額が274,600円以上 301,000円未満の世帯	30,800円	30,200円
第14	市民税所得割課税額が301,000円以上 397,000円未満の世帯	32,900円	32,300円
第15	市民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	35,000円	34,300円

※市で定める利用者負担額（保育料）の他に、実費徴収や制度で認められている上乘せ徴収がある場合があります。